

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その翌日)

目次

- ◆ 告 示 身体障害者福祉法による医師の指定
- 土地改良区の役員の住所の変更
- 土地改良区の設立認可の適否の決定
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地改良事業の工事の完了(二件)
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧
- 開発行為に関する工事の完了
- ◆ 公 告 消防設備士試験の合格者

告 示

鳥取県告示第七百七十七号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号)第二条の規定

定により告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
整形外科	那 須 吉 郎	米子市皆生一四八〇 労働福祉事業団山陰労災病院
"	山 脇 洋 志	"
"	益 田 紀 志 雄	"
"	塩 谷 彰 秀	"

鳥取県告示第七百七十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員住所に変更を生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

尚徳三ヶ堰土地改良区

理事	乗本 貞 雄	変更前	変更後	変更前	変更後
"	乗本 吉 郎	米子市橋本二五七番地	"	米子市橋本二六一番地	"

鳥取県告示第七百七十九号

昭和四十八年九月十日付で日野郡溝口町大坂六五五番地林原勝幸ほか十五人の者から申請のあつた溝口町土地改良区の設立認可については、その土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

昭和四十八年十月十七日から二十日間とする。

"		"		"		変更後
加藤 幡敏		高田 茂		岩 指 實		変更前
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
"	米子市橋本三五四番地 橋本"	"	米子市榎原一四三八番地	"	米子市榎原一九〇番地ノ一	"
		一四三八番地ノ二		七九〇〃		二五七〃

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申し出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十号

昭和四十八年九月十二日付で倉吉市長から申請のあつた土地改良（横谷地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の二第五項において準用する同法第八條第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和四十八年十月十七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第一項の規定に基づき、境港市長から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
渡地区農業用排水事業	昭和四十八年三月二十五日

鳥取県告示第七百八十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三條の二第二項の規定に基づき、富益排水改良共同施行委員長足立顕徳から次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良事業の名称	工事を完了年月日
富益二期地区農業用排水事業	昭和四十八年三月十四日

鳥取県告示第七百八十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用

する同法第二十条第一項の規定に基づき、境港市から米子境港都市計画汚物処理場の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和四十八年十月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 許可番号

昭和四十八年四月十三日 鳥取県指令受都計第四百四十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市吉成字中島河原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町三〇五

株式会社相互信販

代表取締役 岸野高春

公 告

昭和48年 8月22日及び 9月23日に実施した消防設備士試験の合格者は、
次のとおりである。

昭和48年10月16日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 1 甲種第5類消防設備士試験
圓月 港
- 2 乙種第2類消防設備士試験
清水 広美
- 3 乙種第5類消防設備士試験
藤原 悦夫
- 4 乙種第6類消防設備士試験
市来 良治 坂本謙次郎 藤原 悦夫
- 5 乙種第7類消防設備士試験
大塩 忠雄 前田 博美

昭和四年四月十日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】